

## 太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び太田市都市計画公聴会規則（平成17年太田市規則第207号）第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、同規則第3条第1項の規定により公告する。

令和7年3月7日

太田市長 清水 聖 義

### 記

- 開催期日 令和7年3月28日（金）午後2時から
- 開催場所 太田市役所3階大会議室
- 作成しようとする都市計画の案の概要
  - 種類 太田都市計画地区計画（都市計画原案は、太田市都市政策部都市計画課において、令和7年3月7日（金）から同月21日（金）まで閲覧に供する（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。）

- 名称及び区域  
追加する部分

名称	区域
新田大地区	太田市新田大町の一部
出塚粕川安養寺地区	太田市新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部

#### 変更する部分

名称	区域
新田東部工業団地第二地区	太田市新田村田町及び新田小金井町の各一部
東金井東今泉地区	太田市東金井町及び東今泉町の各一部

- 公述の申出及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、太田市都市政策部都市計画課に用意してある公述申出書に住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記入し、市長宛てに令和7年3月7日（金）から同月21日（金）までに下記に到着するよう提出すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市都市政策部都市計画課

5 公述人の選定

公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから市長が選定し、その旨を通知する。

6 その他

公述の申出がない場合は、公聴会は中止するものとし、その旨を公聴会開催予定日の1週間前に太田市都市政策部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。